主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の上告趣意は、違憲をいう点を含め、その実質はすべて単なる法令違 反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五六年三月二五日

## 最高裁判所第一法廷

| 孝 | 正 | П | 谷 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 光 | 重 | 藤 | 団 | 裁判官    |
| 里 | 萬 | 崎 | 藤 | 裁判官    |
| 亨 |   | Щ | 本 | 裁判官    |
| 朗 | 治 | 村 | 中 | 裁判官    |